

アンチ・ドーピングの観点から スポーツ医療を考える ～POST 2020 に向けて～

笠師久美子*

●1. アンチ・ドーピングとスポーツ医療

筆者がスポーツ領域で活動を始めた1980年代は、まだドーピングは一部のトップアスリートが理解すべきと考えられていました。その後、第12回アジア競技大会(1994/広島)でドーピング検査員として関わり、10代の外国人選手のドーピングを目の当たりにして、ドーピングの恐ろしさやその意味するものを痛感し、アンチ・ドーピング活動に参画することになりました。

当時は、競技団体を始めとする選手・関係者にとり、アンチ・ドーピング活動とはドーピング検査を行うことであり、「始めに競技ありき」ではなく「始めに検査ありき」の風潮が強く、検査を受ける前に十分な教育と情報提供が必要であるという考えには至っていませんでした。結果として、検査対象の拡大に伴い、教育不足、理解不足によるアンチ・ドーピング規則違反が発生し、事前の教育啓発が強く求められることとなりました。

一方で、スポーツ医療においてアンチ・ドーピングに関する情報が共有されておらず、アンチ・ドーピング規程に基づく対応がされていない事例が散見されているのも現状です。

アンチ・ドーピングはスポーツ規則の一つであり、医療は医療法に基づく行為ですが、それぞれが別のものとして教育されているところにも要因があるのではないかと考えます。

本稿では、POST 2020のその先に繋がるよう

に、スポーツ関係者や医療従事者がどのように連携すれば選手に適切で有用な診療を届けられるか、事例を交えてご紹介します。

●2. 身近なスポーツ医療支援

スポーツ医療支援はスポーツ現場のみではなく、通常の医療においても必要とされます。

その1例を図1に示しました。これは国体前に開催されるアンチ・ドーピング講習会後に、選手から相談を受けた事例です。当該選手は1型糖尿病であり、長年、インスリンを使用していたこと、上位者の辞退により急遽、国体に出場することになり、今回、初めてアンチ・ドーピング講習会を受講したとのことでした。

病歴や処方内容、受診医療機関等、詳細を確認し、禁止物質を治療目的で使用する際に申請するTUE(治療使用特例)申請について概略を説明しました。奇しくも筆者の前職の医療機関を受診していたことから、早々に主治医と連絡を取り、翌週の受診時に患者(選手)、主治医と共にTUE申請の手続きを支援し、JADA(日本アンチ・ドーピング機構)への申請を行いました。

その後、院外処方であったことから、調剤薬局薬剤師とも情報共有を行いました。この一連の流れは、選手・関係者、医療従事者に対する行動変容を期待できるものであり、今後のスポーツ医療連携に繋がると考えます。

●3. 選手は何が不安なのか？

選手が引退を決意する理由を4つのカテゴリーに分けて図2に示しました。体力の衰えや士気の

* 北海道医療大学薬学部薬学教育推進講座

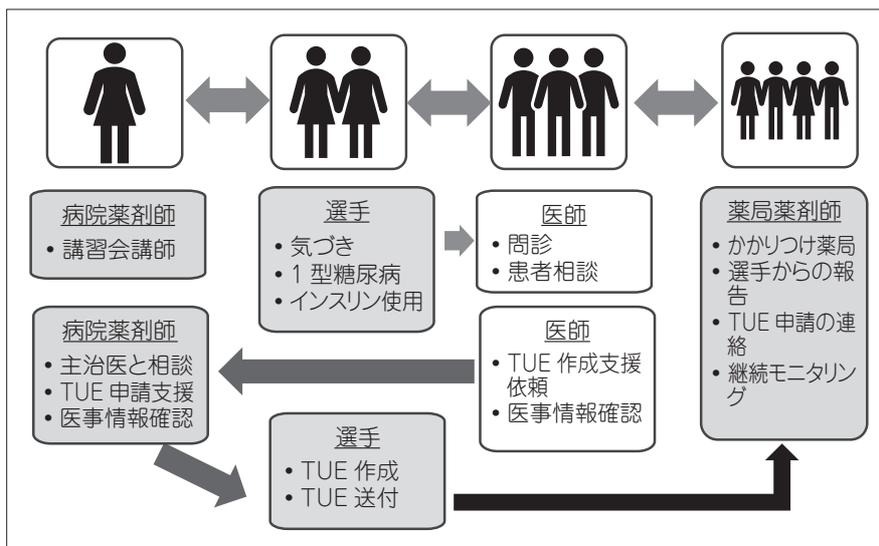


図 1 連携によるスポーツ医療支援例 (1 型糖尿病)

PHYSICAL (身体的理由)	SPIRITUAL (精神的理由)	ECONOMIC (経済的理由)	PERSONAL (個人的理由)
<ul style="list-style-type: none"> 体力の衰え 年齢 成績不振 体調不良 疾患や怪我との戦い コンディショニング 	<ul style="list-style-type: none"> 士気の低下 気力の限界 成績不振 ストレス 達成感 薬の使用に対する不安 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援 スポンサー 家庭の問題 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の問題 進学 就職 その他

図 2 選手が引退を決意する理由

低下、達成感等は多くの選手が語るのですが、疾患やけがなどの戦いに疲れ、コンディショニングが上手くできず、また薬に対する不安を理由に挙げた事例もありました。

疾患やけがに対する医療という面では、選手は何が不安なのでしょう？過去に受けた相談事例を以下に記載しました。

- ①医薬品やサプリメントへの禁止物質有無に対する不安
- ②医療従事者の理解不足・説明不足により、選手・関係者が十分に理解できなかった事例
- ③薬の副作用により体調不良を起こし、相談する方法（相手）を見つけれなかった事例
- ④疾患の再発に対する不安

⑤アンチ・ドーピングや医療に関する情報がなく不安

何れもどこかの時点で、医療従事者に相談することができ、情報があれば、その不安を軽減できた可能性もあります。選手が医療を受ける際に、薬物治療によるパフォーマンスへの影響、アンチ・ドーピング規則の観点からの適切な薬物治療、薬の副作用を含むモニタリング支援等が、「選手である患者」には必要と考えます。

●4. post 2020 に向けた医療支援

過去に発生した外国人選手の負傷事例への対応について図 3 に整理してみました。

本事例の対象は外国人パラスポーツ選手であ

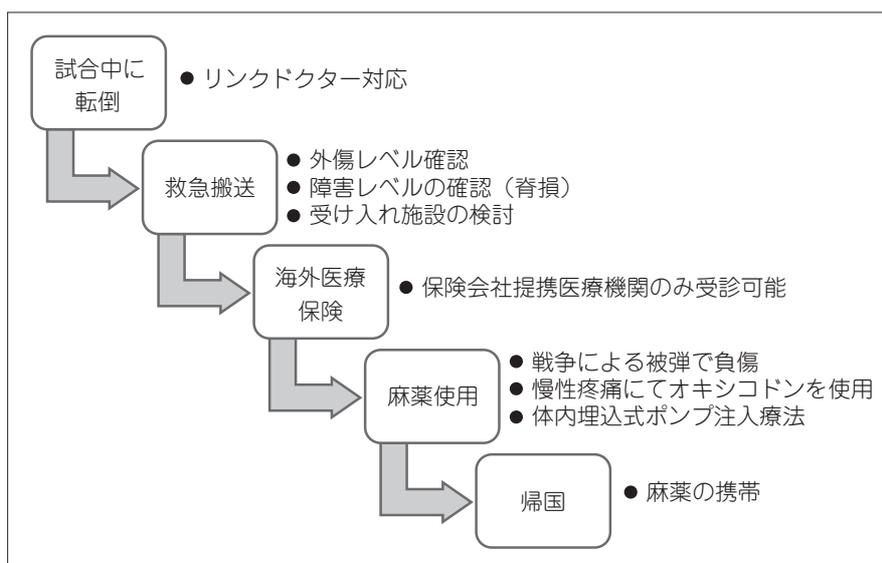


図3 外国人選手が日本で受診する

り、国際大会競技中、転倒にて受傷しました。競技会場には医療従事者が配備されており、受傷後、すぐに医療機関に搬送されました。治療を継続するに際し、当該選手が加入している海外医療保険が適用となる医療機関の検索とメンタルサポートが必要となりました。また、脊髄損傷が戦争での被弾によるものであり、その影響による慢性疼痛のために、体内埋め込み式の麻薬注入療法を行っていることも判明しました。帰国時には、麻薬の国外持ち出しの際の手続き等、種々の問題が発生しました。この事例は競技団体に所属する医療従事者として沢山の事項を学ぶ貴重な機会となりました。

Tokyo 2020 を迎え、オリンピック・パラリン

ピック競技大会での医療支援はもちろんですが、大会後もポスト大会や国際大会が開催される予定であり、今後も多くの外国人選手への医療支援が必要と考えます。

●5. おわりに

Tokyo 2020 はスポーツ界に大きな影響を与えることと思いますが、スポーツ医療に求められるのは、関係者ならびに医療従事者各々がアンチ・ドーピングを正しく理解すること、そして選手・関係者等に理解させるための教育を行うこと、それを踏まえた上で適切な薬物治療を支援・実施することと考えます。